

静岡県告示第68号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、平成26年静岡県告示第590号により指定した形質変更時要届出区域の全部の指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年2月2日

静岡県知事 川勝平太

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域
駿東郡清水町徳倉字葦免620番3の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
シスー1，2－ジクロロエチレン及びトリクロロエチレン
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
原位置での浄化による除去